

たかばなっ子サポート会

規 約

(案)

## 第一章 名称・所在

高花小学校保護者と教職員の会は2024年5月1日より、『たかばなっ子サポート会』へ名称変更しました。

2021年より高花小子どもサポートの会を通称とし、子サポ会として活動を進めていく中で、社会情勢や各家庭の状況の変化に合わせ、より参加しやすく、身近に感じてもらえるように、また、過去の活動の良いところは継続することを目指し、名称変更を行いました。

たかばなっ子とは、高花小に在籍する児童のこととなります。

この会は高花小学校内、ミーティングルームに置きます。

(住所：千葉県印西市高花2丁目4番地 電話番号 0476-46-6211)

## 第二章 目的・活動

この会は、たかばなっ子の豊かな学校生活のために、保護者と地域と学校が協力していきます。

また、たかばなっ子を取り巻く様々な課題について協議し、解決に向けて努力するとともに、サポートメンバー同士の理解を深め合うことも目的とします。

このような目的を達成するために、教育環境の整備などを行い、学校行事の手伝いや運営委員会の活動などでサポートメンバー同士の交流を行ってまいります。本規約がたかばなっ子を見守るすべての方に対して、なにかあったときにすぐに手に取っていただけるものであることを願います。

この会からの発信ツールは、LINE ワークスを使用します。子サポの諸活動について皆様と情報共有する大切な手段ですので、皆様にご登録いただきますようお願いいたします。

活動などに対して問い合わせがある場合はQRコードから問い合わせフォームへアクセスください。

## 第三章 方針

この会は、自主独立した民主的団体として運営し、サポートメンバーの声が反映しやすい会となるように努めます。サポートメンバーの諸活動への参加は任意となりますが、いつでもどなたでも参加できる会となります。

たかばなっ子の健全育成に関係ある諸団体と協力し、営利的、政治的、宗教的な事には関与しません。

学校の人事や管理には干渉はしないものの、たかばなっ子を取りまく諸課題について、関係機関に働きかけることができます。

個人情報保護に関する法令などを遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、個人情報の保護に努めるものとします。

## 第四章 サポートメンバー

この会は、たかばなっ子のすべての保護者及び教職員がサポートメンバーとなります。サポートメンバーは、実際の活動に加え、第一〇章の項に定める協力金を納めることでも支援ができます。

これまでは保護者の皆様の意思を伺わずに活動を行っていましたが、今後は本会の活動に対してサポートメンバーの皆様がどのように協力していけるか、について選択いただき、持続可能な活動としていきたいと思いをします。

## 第五章 組織

この会の組織は別紙の組織図を基本とします。

## 第六章 役員

1 この会には次の役員をおきます。

### (1) 運営委員

- ① 会長 1 名 : この会を代表し、統括します。報告会、全体会、運営委員会のまとめ役となります。
- ② 副会長 3 名 : 会長を補佐し、必要に応じその職務を代行します。次年度運営委員の募集を取りまとめで行います。
- ③ 書記 3 名 : 全体会、運営委員会の議事を記録し、発信します。
- ④ 会計 2 名 : この会の会計事務を処理します。  
ベルマークの集計についてもまとめ役となります。
- ⑤ 教職員代表 : 教職員のサポートメンバーを代表し、この会の会務に携わります。
- ⑥ 支援員 : 支援員は、教育活動や学校行事への支援を次の委員会を例に分かれ行います。ただし、その年の支援員の人数などにより内容は変更されます。
- ア 学習企画 (児童対象の文化・芸術鑑賞会や保護者対象の学習会、講

演会などを企画・運営します。)

- イ 読み聞かせ (読み聞かせボランティアを管理・運営します。)
- ウ 図書 (学校図書の修繕や図書環境の整備を支援します。)
- エ 学校見守り (環境美化作業や登校時の安全指導、通学路点検などを行います。)
- オ ベルマーク (ベルマーク活動を推進します。)
- カ 運動会 (運動会の支援を行います。)
- キ マラソン (マラソン大会等の支援を行います。)
- ク 卒業記念対策 (6年生の卒業記念に関連した催事を企画し運営します。)

(3) 他の役員

- ⑦ 会計監査 : 会計を監査し、その結果を年に一度報告します。
- ⑧ 臨時アドバイザー : 前年度会長が務めることができる、助言・サポート役となります。
- ⑨ ICT 運用部 : ラインワークスの運用を行います。
- ⑩ 家庭教育学級 : 本会とは別組織ですが、サポートメンバーの活動として記載します。教頭を主事、1年生の保護者を運営委員として活動します。主に1年生保護者を対象とし、親としての力量を高め、保護者同士の親睦を図るため、保護者の学習機会や体験活動などを企画・運営します。

2 役員(教職員代表は除く)の募集は、次の通りとなります。

(1) 運営委員・支援員

- ① 年度末にサポートメンバーの皆さんへ意向調査票にて志願者を募集します。結果に基づき、互選会にて役割を調整し、報告会の承認を経て決定します。
- ② 任期は原則1年(5月~翌年の4月まで)となりますが、希望があれば再任も可能となります。会計は翌年会計監査として運営委員会へ携わります。
- ③ 人員が不足した場合には、活動を縮小するなど、できる方ができることを無理なく実施していきます。また、運営委員会の判断で必要に応じて随時募集をかけることがあります。

(2) 会計監査

- ① 前年度の会計が会計監査を行い、報告会にて報告します。
- ② 任期は1年とし、再任はできません。また会計監査はほかの役職と兼任できません。
- ③ 会計監査に欠員が生じた場合は、前年度の運営委員へ依頼するなど、当年度

運営委員会にて検討します。

(3) 臨時アドバイザー

運営委員会からの依頼で前年度会長に承諾を得て就任してもらうことができることとします。

(4) ICT 運用部

運営委員会から推薦者に依頼し、本人の承諾を得て入部してもらうことができることとします。

(5) 卒業記念対策

6年生の保護者から選出します。志願者が無い場合は、他学年の保護者が支援することも妨げません。

(6) 家庭教育学級

1年生の保護者から選出します。志願者が無い場合は、他学年の保護者が支援することも妨げません。

## 第七章 集会

### 1 報告会

(1) 報告会は、この会の最高議決機関で、全サポートメンバーにより構成されます。

(2) 報告会は、次の事項について審議、決定します。

- ① 活動の計画及び報告
- ② 予算及び決算
- ③ 運営委員及び会計監査の承認
- ④ 規約の改正
- ⑤ その他重要事項

(3) 報告会は、年 1 回書面にて行うものとし、全家庭数の過半数の回答をもって成立し、過半数の同意をもって承認されます。賛否同数の場合は運営委員会にて判断いたします。必ずしも賛成意見を通すのではなく、双方の意見を判断し、よりよい決定としていくことを目指します。

成立や同意は全家庭数を基準にしておりますが、保護者の皆さんから多くのご意見をいただきたいと思いますので、ご家庭内で複数回答もいただけるのであれば大歓迎です。

### 2 運営委員会

(1) 運営委員会は運営委員をもって構成し、必要に応じて会長がこれを招集し会務を協議します。

- (2) 運営委員会は、報告会で決定された事項に従い、この会の円滑な運営に努めます。
- (3) 運営委員会では必要に応じて役員の人数や配置変更、業務内容変更やスリム化を検討し、サポートメンバーへメールフォームや書面をもって適宜に承認を得ることとします。承認の判断は報告会と同様とします。
- (4) 緊急に対処すべき問題が生じた場合には、学校側とも連携し、対応します。

## 第一〇章 会計

- 1 この会の経費は、協力金ならびに、その他の収入をもってこれにあてます。
- 2 この会は、たかばなっ子一人につき月額200円（年額2,400円）を協力金の基本とし、一括納入とします。中途転入の方には月割りで協力金の支援をお願いします。
- 3 卒業対策費用については6年生が対象となるため、本会の収入とは分けて管理を行います。卒業対策委員会専用の別口座を持って管理し、会計監査は当年度の会計もしくは会計監査が実施し、会計報告は3月中に対象者へ配布いたします。  
卒業対策委員会より6年生の保護者へ向けて個別に案内を行います。
- 4 この会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日迄とします。
- 5 慶弔規定は次の通りとします。
  - (1) 離任時における教職員への花束贈呈
  - (2) その他の慶弔については、必要に応じて学校と協力しながら運営委員会で検討します。
- 6 旅費（交通費）規定は次の通りとします。
  - (1) 旅費は全額支給します。  
ただし、自動車を利用した場合は、その運転手のみに以下に定めた金額を支給とします。  
市内（船穂中・原山中学校区を除く）：300円  
市外：500円
  - (2) 1日出張の場合、昼食代として1,000円を、半日出張の場合、500円を

支給とします

## 第一章 規約の変更・細則

- 1 本規約の変更は報告会における承認を要します。
- 2 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しないかぎりにおいて運営委員会の決議を得て定めます。運営委員会は細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期報告会にて報告します。

### 細則

- 1 情報発信、情報交換の方法は次の方法を利用します。
  - (1) 「LINE ワークス」

LINE WORKS 株式会社が運営する、情報や予定を共有しあって活動する、コミュニケーションツール（無償版）を利用し、本会からの情報発信の基本のアプリケーションとします。

役員内での情報交換にも活用します。

ただし、サポートメンバー同士の個人的なやりとりには使用しません。
  - (2) 印刷物の配布

回答を求める必要がある情報に関しては、印刷物を利用します。

回収物は、学級担任の協力を得て学校で回収します。

印刷機は学校のを借用し、経費は協力金から拠出します。
  - (3) その他

場合によっては、学校からのスクリーン配信や連絡メールでのお知らせなどを依頼することがあります。
- 2 ICT 運用部について以下の通り制定します。
  - (1) ICT 運用部

アカウントやトークグループの追加などを管理します。
  - (2) 構成員

ICT 運用部は、運営委員会にて承認された LINE ワークス管理者をはじめとする複数人で構成し、必要に応じて役割分担しながら、運営をサポートしま

す。任期は2～3年とし、数名ずつメンバー入れ替えを行い、円滑な引継ぎを行い、活動を継続していきます。

### (3) 活動内容

ICT 運用部の主な活動内容は以下の通りとなります。

#### ① 問い合わせ窓口設置

※担当役職に振り分けるまでを担当します。

#### ② LINE ワークス掲示板投稿

#### ③ データ保存・管理

#### ④ 登録承認、トーク監査

## 附則

1. 本会則は平成7年2月24日より施行する。
2. 平成10年4月18日改正。
3. 平成11年4月17日改正。
4. 平成12年4月7日改正。
5. 平成14年4月20日改正。
6. 平成21年4月14日改正。
7. 平成22年4月5日改正。
8. 平成27年4月15日 第八条 役員の選出改正。
9. 平成28年4月16日 細則 第1項 「運営委員の選出に関する規定」を制定。
10. 平成28年4月16日 (第六条 組織)(第七条 役員) (第八条 役員の選出)を改正。
11. 令和2年6月19日 (第一条 名称)(第七条 役員)を改正。
12. 令和3年4月16日 細則 第3条 免除規定。 「免除対象者および免除年数(対象者)」を改正。
13. 令和6年5月1日改正。
14. 本規約は令和7年5月より施行する。

# たかばなっ子サポート会

◎サポートメンバー      たかばなっ子のすべての保護者及び教職員がサポートメンバーとなります。

## 運営委員会

子サポの会の運営方針を企画・立案し提案を行います。  
決定内容を反映させ、各活動が円滑に行える体制づくりに努めます。

|                       |                               |                            |                     |                       |
|-----------------------|-------------------------------|----------------------------|---------------------|-----------------------|
| <b>会 長</b><br>★子サポ会代表 | <b>副会長</b><br>★会長サポート<br>★選出長 | <b>書 記</b><br>★書類作成<br>★広報 | <b>会 計</b><br>★お財布係 | <b>学校代表</b><br>★教職員代表 |
|-----------------------|-------------------------------|----------------------------|---------------------|-----------------------|

## 支援員

|       |       |              |     |      |
|-------|-------|--------------|-----|------|
| 学習企画  | 図 書   | 読み聞かせ        | 運動会 | マラソン |
| 学校見守り | ベルマーク | 卒業対策<br>(6年) |     |      |

### ICT運用部

デジタルデータの  
活用・運用

### 検討委員会

「やってみたい」  
活動プロジェクト

### 会計監査

会計処理の  
適正評価・報告

### アドバイザー

運営助言  
前年度会長

### 家庭教

(1年)